

社会福祉法人秋田希望ふくし会 行動計画

職員が能力を十分発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、三歳以上の子を養育する職員に対する所定外労働の制限の制度を希望する場合に利用できるように周知する。

(対策)

- ① 令和4年4月から職員に対して諸制度の説明を行い、実情を把握する。
- ② 令和4年4月から職員に対して諸制度に関するパンフレット等の配布により情報提供を行うとともに周知・啓発を実施する。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

(対策)

- ① 令和4年4月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、職員に対して周知する。
- ② 令和4年4月からミーティング等を活用して職員に周知し積極的な取得を促す。

目標3 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間10日以上とする。

(対策)

- ① 令和4年4月から年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 令和4年4月から年次有給休暇取得促進の検討を行う。
- ③ 令和4年4月から年次有給休暇取得のための検討結果に基づき、計画的な取得に向けて検討し積極的な取得を促す。